

来たれ！ 労働行政



 厚生労働省 ひと、くらし、みらいのために
Ministry of Health, Labour and Welfare



厚生労働省茨城労働局

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

茨城労働局の組織図



都道府県労働局・・・全国47局

労働基準監督署・・・全国321署

公共職業安定所(ハローワーク)・・・全国544所

茨城労働局

令和7年4月1日現在

総務部

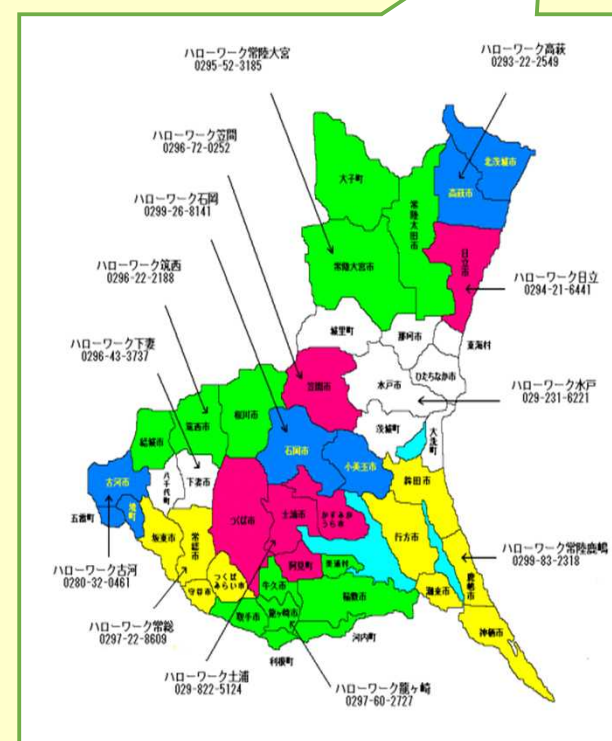
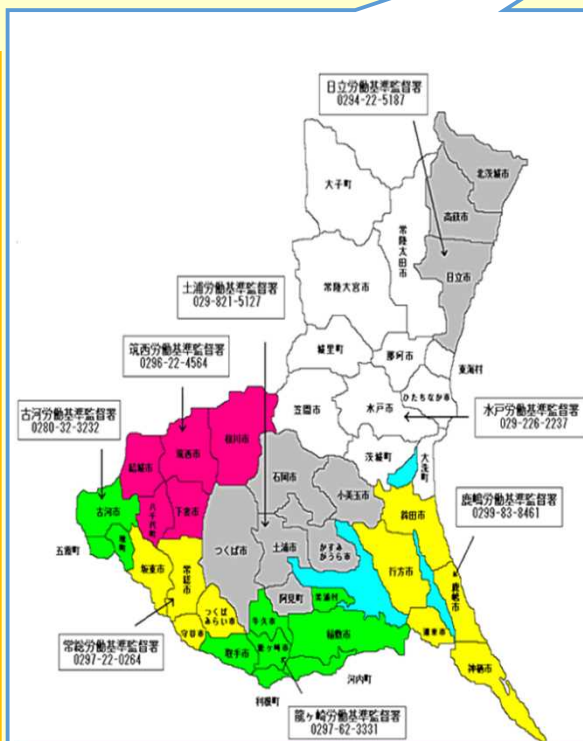
雇用環境・均等室

労働基準部

職業安定部

【労働基準監督署：8署】

【公共職業安定所：11所、2出張所】



茨城労働局の職員構成

● 労働基準監督官

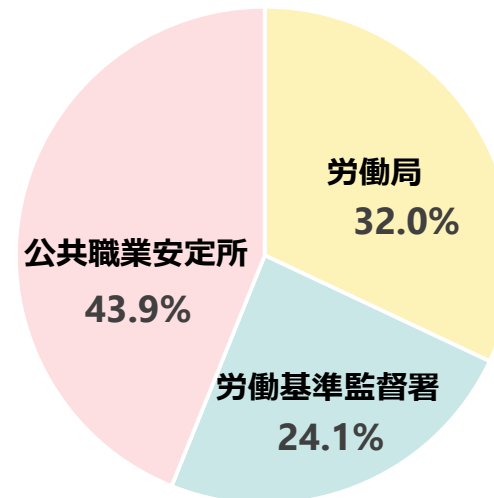
国家公務員試験（労働基準監督官試験）より採用

● 厚生労働事務官

国家公務員試験一般職（大卒程度）
及び（高卒者）試験より採用

○事務官（基準）

○事務官（共通）



＜茨城労働局における組織別職員割合＞

労働基準監督官の業務

電話・窓口相談、届出の受付



働く人、使用者の相談
対応を行います。
また、会社の規則を定
めた就業規則等の届出
書類の受付を行います。

監督指導

帳簿を見て労務管理の
状況を確認するほか、
機械や設備の状況も確
認します。



災害の調査

災害発生現場では、計測や
聞き取りなどを行い、災害
の発生原因を調査します。



事務官（労働基準行政）の仕事①

労災補償業務

- ・労災保険では、工作中や通勤中のケガなど、労働災害に遭われた方やその遺族に対して、迅速かつ公正な保険給付を行っています。
そのため、保険給付などに関する相談をはじめ、給付請求書の受付審査、決定までの事務を労働基準監督署及び労働局で行っています。
- ・労災認定に当たっては、被災者や事業場関係者などから聴き取りを行ったり、関係資料の収集や主治医や専門医から医学的な意見を求めるなど、労災の認定基準に基づく高度な判断を行うための調査を行っています。

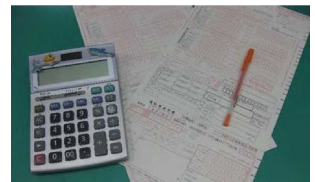
★労災補償業務は、迅速で公正な保険給付を行うことにより、労働者が健康で安心して働ける社会を支える、とてもやりがいのある仕事です。



労働保険加入手続き・徴収

- ・「労働保険」とは、工作中や通勤中の負傷や病気に際して給付を受けるための「労災保険」と、失業した際に失業給付を受けるための「雇用保険」の総称です。労働保険は、原則、一人でも労働者を雇用する会社が加入しなければならない強制保険で、会社から保険料を徴収しています。
- ・労働保険適用・徴収業務は、労働保険の加入手続きや、保険料の申告受付および徴収の業務を主に行っています。他にも、労働保険に加入していない会社を把握して指導を行う「適用促進」の取組や、保険料が適正に申告納付されているか会社に立入検査を行ったり、保険料を滞納している会社に対し納付に関する指導を行ったりする「適正徴収」の取組を実施しています。

★働く皆さんのいざという時のセーフティネットの担い手として、労働保険徴収法のほか様々な法令などに精通して活躍することが期待されます。



事務官（共通：職業安定行政）の業務



職業紹介

- 職業紹介・職業相談
- 求人開拓
- 職業訓練の受講あっせん



雇用保険・求職者支援

- 失業認定、失業給付の認定
- 職業訓練受講給付金の支給 等

雇用対策（企業指導・支援）

- 障害者雇用率達成指導
- 高年齢者雇用確保措置導入指導
- 雇用管理改善支援 等

★「職業紹介、雇用保険・求職者支援」・・・職業相談・職業紹介に関する実践的知識・経験を深め、地域の実情に応じた、就職率向上のための様々な施策を企画立案し、職業に関するエキスパートとして活躍することが期待されます。また、雇用保険業務については、様々な法令等に精通し、中堅職員になる頃には「社会保険制度」のエキスパートとして活躍することが期待されます。

★「雇用対策（企業指導・支援）」・・・事業主との顔の見える関係の構築により、良質求人の確保、各種助成金等をはじめとした支援や地域の人手不足の解消等に貢献することが期待されます。

事務官（共通：雇用環境・均等行政）の業務

企業指導業務

企業指導業務の担当は、働き方改革や女性の活躍推進のため、次の業務に取り組んでいます。

- ① **パワーハラスメント、セクシュアルハラスメントの防止、妊娠・出産を理由とする不利益取扱いなどに対処するための事業主への指導**
- ② **同一労働同一賃金への対応に向けた非正規雇用労働者の待遇改善、仕事と生活の両立などの相談対応**
- ③ **「くるみん」、「えるぼし」など両立支援や女性の活躍を推進する企業の認定**

★企業指導の担当者は、幅広い法律の知識を駆使し、法律が守られるよう企業指導のエキスパートとして活躍することが期待されます。

企画調整・広報業務

① 企画調整業務

- ・労働局が各地域で施策を総合的に展開するための企画、労働局内外の調整
- ・労働局の運営方針の取りまとめ

② 広報業務

- ・労働局全体の施策の周知広報
- ・記者会見の主催、ホームページの管理
- ・労働法セミナーの開催
- ・企業の両立支援の取組、時間外労働の改善の取組、最低賃金引き上げの取組を支援するための助成金の支給

★広報・企画業務の担当者は、労働局全体の動きに関わる存在であり、また、説明会の開催や情報提供、周知広報などにより、地域の働き方改革を推進する存在として活躍していくことが期待されます。

くるみんマーク



「えるぼし」マーク



皆さんの疑問にお答えします！

茨城労働局・労働基準監督署・ハローワークはどんなところ？①

Q：職員は何人いますか？

A：令和7年4月1日現在で

409名：男性287名 女性122名（非常勤職員を除く）

※男女の比率

○労働基準監督官 ⇒ 男性75.9% 女性24.1%

○厚生労働事務官 ⇒ 男性67.9% 女性32.1%

多くの女性職員が
活躍しています！

Q：採用実績はどのくらいありますか？

A：令和6年度 ⇒ 28名（うち女性9名）

令和5年度 ⇒ 23名（うち女性10名）

令和4年度 ⇒ 26名（うち女性4名）

Q：宿舎の入居は可能ですか？

A：可能です。県内では水戸市、つくば市に宿舎を確保しています。

Q：残業はありますか？

A：配属先の業務や繁忙期(4月など)などの理由で残業となることもありますが、厚生労働省自体が「ワークライフバランス」を推進している省庁ですので、働きやすい環境と言えます。

Q：休暇はきちんと取れるのでしょうか？

A：全員が毎月必ず1日以上の有給休暇の取得を、GW、夏季休暇や年末年始は連続1週間以上の休暇を取得するよう奨励しています。休暇取得の少ない職員には上司が取得するよう勧奨することもあります。

Q：人事異動はどのくらいのスパンですか？配属先は希望どおりにないですか？

A：概ね2～3年で異動することが多いです。配属先は可能な限り本人の希望を尊重しますが、本人のキャリア形成を考慮するなどの理由から、必ずしも本人の希望どおりにならない場合もあります。

Q：採用後はどのような研修がありますか？

A：採用直後は基礎（新任）研修を実施し、その後、担当する職務や役職に応じて専門的な研修をそれぞれ受講していただきます。これらの研修はオンライン形式のほか、埼玉県にある労働大学校で集合形式で実施する研修もあります。集合研修は同じ仕事をする全国の仲間と交流できるので、楽しみにしている職員もいます。

このほか労働局単位、所属単位でも研修を実施しています。

各種研修が充実している
ので安心！

Q：運転免許証は持っていたほうがよいですか？

A：必須ではありませんが、茨城県は比較的車社会のため、職務上企業や各種機関へ官用車を運転して訪問することもあります。運転免許証を持っていたほうが業務はスムーズにがし易い場合もあります。

Q：育児休業の取得率は何％ですか？

A：令和6年度 ⇒ 100％：男性100％ 女性100％

男性職員も長期の
育児休業を積極的
に取得しています！